

資料編

1. 会議設置条例及び規則

○田原本町健康づくり推進協議会規則

平成26年9月16日

規則第11号

田原本町健康づくり推進協議会規則（昭和63年田原本町規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例（平成26年田原本町条例第13号）

第2条の規定に基づき、田原本町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体の代表
- (2) 健康づくりの推進に関係する団体の代表
- (3) 町議会の議員
- (4) 教育に関係する機関の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

○田原本町食育推進会議設置条例

平成26年9月16日

条例第17号

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、田原本町食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田原本町食育推進計画（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。以下同じ。）の策定及び実施の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関し学識経験のある者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 町議会の議員
- (4) 教育若しくは保育に関する機関又は関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、住民福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2. 委員名簿

■ 田原本町健康づくり推進協議会委員

	役職	氏名
医療	医師会会長	坂根 俊輔（第1回・第2回）
		植山 正邦（第3回）
	歯科医師会会長	山本 純也
	一般社団法人奈良県薬剤師会 天理磯城支部（田原本町の者）の代表	杉本 賢一
地区組織	自治連合会会長	森井 基容
	商工会会長	山田 至完
	体育協会会長	新葉 清嗣
	老人クラブ連合会会長	大橋 明子
	地域婦人団体連絡協議会会長	山岡 佐規子
	連合PTA会長	吉原 直子
	健康づくり推進員協議会会長	森田 信子
	食生活改善推進員協議会会長	○北原 美津子
学識経験者	民生児童委員協議会会長	村田 稔治
議会	議長	小走 善秀
	厚生建設委員会委員長	◎古立 憲昭（第1回）
		◎山田 英二（第2回・第3回）
教育	社会教育委員長	平井 洋一
	校園長会代表	大村 泰弘
保健所	中和保健所長	山田 全啓
行政	副町長	住井 康典
	教育長	植島 幹雄

◎田原本町健康づくり推進協議会における会長

○田原本町健康づくり推進協議会における副会長

■ 田原本町食育推進会議委員

	所属	氏名
食育の推進に関し学識経験のある者	畿央大学健康科学部健康栄養学科教授	◎上地 加容子
食育の推進に関係する団体の役員または職員	食生活改善推進員協議会会長	○北原 美津子
	商工会代表	上田 剛裕
	奈良県農業協同組合桜井しき・宇陀地区田原本町の女性部の代表	安田 淑子
	連合PTA会長	吉原 直子
町議会の議員	厚生建設委員会委員長	古立 憲昭（第1回）
		山田 英二（第2回・第3回）
教育又は保育に関する機関の職員	こどもの森阪手保育園園長	阪本 善美
	東幼稚園園長	川西 美和
	田原本小学校校長	植嶋 茂司
	田原本中学校校長	中野 智
関係行政機関の職員	中和保健所栄養士	小川 宏子
町の職員	住民福祉部長	竹島 基量
	産業建設部長	三浦 明
	教育部長	岡本 達史

◎田原本町食育推進会議における会長

○田原本町食育推進会議における副会長

3. 計画策定の過程

年月日	事項	内容
令和元年	8月26日	第1回田原本町健康づくり推進協議会 (1)会長の選任について (2)中間評価及び後期計画策定について (3)今後のスケジュールについて
	8月28日	第1回田原本町食育推進会議 (1)会長の選任について (2)中間評価及び後期計画策定について
	9月9日～10月15日	健康・食育に関するアンケート調査実施 ①住民調査（町内在住の20歳以上の住民） （9月20日～10月9日） ②保健センター関連事業（参加者） （9月9日～10月15日） ③いきいき百歳体操（参加者） （10月3日～10月15日）
令和2年	1月20日	第2回田原本町食育推進会議 (1)アンケート調査結果の概要について (2)後期計画骨子案について
	1月28日	第2回田原本町健康づくり推進協議会 (1)アンケート調査結果の概要について (2)後期計画骨子案について
	2月14～3月1日	パブリックコメントの実施 ・公開場所：町ホームページ、保健センター ・意見数：3件
	3月17日	第3回田原本町健康づくり推進協議会 (1)パブリックコメントについて (2)後期計画最終案について
	3月18日	第3回田原本町食育推進会議 (1)パブリックコメントについて (2)後期計画最終案について

4. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成27年に策定した「第2次健康たわらもと21・第2次田原本町食育推進計画」の中間評価を行い、「第2次健康たわらもと21・第2次田原本町食育推進計画【後期計画】（令和2年度～令和6年度）」を策定するための基礎資料として、住民の健康や生活習慣、食育に関する意識や健康づくりへの取組の状況を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査概要

区分	①住民調査	②保健センター関連事業	③いきいき百歳体操
調査対象者	町内在住の20歳以上の住民	保健センター関連事業の参加者	いきいき百歳体操の参加者
抽出方法	無作為抽出	郵送調査対象者を除く175人に配布	郵送調査対象者を除く214人に配布
調査方法	郵送配布・郵送回収	直接配布・直接回収	直接配布・直接回収
調査期間	9月20日（金）～10月9日（水）	9月9日（月）～10月15日（火）	10月3日（木）～10月15日（火）
配布数	1,200件	175件	214件
有効回収数	423件	175件	175件
有効回収率	35.3%	100.0%	81.8%

※アンケート調査結果については、中間評価に「①住民調査」を活用し、「②保健センター関連事業」、「③いきいき百歳体操」の調査結果については、参考値として活用しました。